

各高齢者施設・事業所 管理者 様

秋田県健康福祉部長
(公印省略)

今秋以降の新型コロナウイルス感染症の感染拡大期
における感染防止対策について（通知）

日頃から、新型コロナウイルス感染症対策に御尽力をいただき、厚くお礼申し上げます。
今秋以降の新型コロナウイルス感染症については、これまでの感染拡大を大幅に超える感染者数が生じることもあり得るとされており、また、季節性インフルエンザとの同時流行が懸念されています。

高齢者施設では、今夏、感染対策をすり抜けて施設内で感染が拡大し、多数のクラスターが発生したことから、施設に感染を持ち込ませない対策が重要となります。

については、各施設におかれては、次の事項に特に御留意の上、適切な感染防止対策を講じていただきますようお願いいたします。

1 ワクチン接種

接種対象者全員が年内にオミクロン株にも対応したワクチンの接種を受けられるように取り組むとともに、季節性インフルエンザワクチンについても、嘱託医・協力医療機関・市町村等と連携の上、早期接種を進められるよう、御協力をお願いします。

2 「入り口」段階の対策

(1) 職員の基本的な感染防止対策

- ・ 不織布マスクの正しい着用、手洗いなどの「基本的な感染防止対策」を徹底してください。特に県外との往来に際しては、出発地で事前検査を行う等、一人ひとりが細心の注意を払ってください。
- ・ 飲食を伴う集まりに参加する場合は、「長時間を避け」、「マスク会食」を行い、「参加人数に応じた席の配置」や「十分な換気」を徹底してください。
- ・ 無症状であっても感染の不安を感じる場合は、11月末まで延長された無症状者向けの無料検査を積極的に活用してください。
- ・ 発熱に限らず、咽頭痛や咳、頭痛等、普段と異なる症状がある場合は、職場への出勤はせずに、事前に購入しておいた検査キットや、「秋田県検査キット配付・陽性者登録センター」を活用して検査を行ってください。
- ・ 職員に検査キットを自宅に持ち帰らせ、体調不安がある場合や家族が症状のある場合等に、自宅で検査を行って陰性を確認してから出勤することも検討してください。
- ・ 職員の家族についても、感染防止対策の徹底をお願いします。

(2) 職員に対する集中的検査

- ・ 県では、今後の感染拡大に備え、高齢者施設等（通所系、訪問系の事業所を含む）に職員の集中的検査のための抗原定性検査キットを配付することを予定しています。検査キットの配布時期、検査実施期間、回数等については、別途連絡します。

(3) 新規入所者等の検査と施設内における管理

- ・ 新規入所時には、入所の当日に検査を実施するなど、検査のすり抜けを最小限に抑えることを検討してください。それでも検査のすり抜けが生じる可能性を考慮して、居室に余裕がある場合は、新規入所者を個室で管理すること等を検討してください。
- ・ 入所者への正月等の一時帰宅時や外泊から戻った入所者の検査についても検討してください。
- ・ なお、新規入所時や外泊時に入所者の検査を行う場合、(2)で県が配付する集中的検査のための抗原定性検査キットを使用しても差し支えありません。

3 「施設内」の対策

(1) 効果的な換気の徹底

- ・ 暖房していても、入所者の体調管理に留意しながら、こまめに窓を開け外気と入れ替える等、換気を徹底してください。
- ・ 特に休憩室や更衣室等は、感染状況に応じて、利用時間を分散する、一時的に利用を控える等の対応も検討してください。
- ・ CO2センサー、サーキュレーター、高い換気機能を持つ空調設備や熱交換機能をもつ換気設備等の活用も検討してください。
- ・ 利用者を送迎する際の車中についても、利用者の体調管理に留意しながら、窓開けや外気導入による換気を検討してください。

(2) 適切な感染防御

- ・ 新型コロナウイルスの感染が否定できない入所者に対して、エアロゾルが生じうる喀痰吸引や挿管、口腔ケア等を行う場面では、職員がN95マスクやフェイスシールドを着用することを検討してください。
- ・ 個人防護具（PPE）の適切な着脱方法については、県と秋田県医師会が作成した動画を参照してください。（<https://youtu.be/wy0zssf2wC0>）

(3) 衛生用品の備蓄

- ・ 新型コロナウイルス及びその他の感染症への備えのため、マスク、フェイスシールド、ゴーグル、ゴム手袋、ガウン、消毒用アルコール等を一定量備蓄するとともに、調達先を確保してください。

(4) 面会の実施における留意点

- ・ 高齢者施設等における面会の留意点については、「社会福祉施設等における面会等

の実施にあたっての留意点について」(令和3年11月24日付け厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡)で示されておりますが、面会を実施する場合は、検温や手指消毒等感染防止対策を徹底の上、入所者及び面会者の体調やワクチン接種歴、面会者の検査の状況等を考慮するとともに、居住スペース以外の相談室などを活用し、マスク着用、短時間・少人数、一定の距離をとって行う等、適切に対応してください。

4 感染者が発生した場合

- ・ 職員の健康管理や外部の者との接触等に関して、一層の注意を払ってください。
- ・ クラスターの発生を防ぐためには、早期の検査が重要となりますので、職員や入所者に感染者が発生した場合は、嘱託医や保健所等に相談の上、感染の可能性のある職員や入所者に対する検査を適切に行ってください。
- ・ 感染者が発生した際に、感染の可能性のある職員や入所者に対する検査を実施する場合、2(2)で県が配付する集中的検査のための抗原定性検査キットを使用しても差し支えありません。

5 県の支援制度について

- (1) 介護サービス継続支援事業費補助金(感染症発生時のかかり増し経費補助)
 - ・ 利用者や職員に感染者が発生した場合や新型コロナウイルスの影響により休業要請を受けた場合等においても、必要な介護サービスを継続して提供できるよう、かかり増し経費に対して支援を行います。対象となる施設・事業所は、県のウェブサイト(<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/47798>)を参照の上、申請書を県長寿社会課に提出してください。
- (2) 秋田県緊急時介護・障害福祉人材応援派遣に係るコーディネート事業
 - ・ 福祉施設等で新型コロナウイルス感染者が発生した場合の職員不足に対応するため、感染者が発生した施設に対する職員派遣等の応援が可能な施設等のリストを作成し、要請があった際には応援職員の派遣調整を行っています。詳細は秋田県社会福祉協議会のウェブサイト(<https://www.akitakenshakyō.or.jp/news/1479.html>)を参照ください。

秋田県健康福祉部長寿社会課

T E L 018-860-1363

F A X 018-860-3867